

新リース会計基準に伴う改正財規等、公布—金融庁

去る3月24日、金融庁は、内閣府令20号「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令」を公布し、関連する財規ガイドライン等の改正を公表した。

ASBJが企業会計基準34号「リースに関する会計基準」等を公表したことを受けて、所要の改正を行うもの（<https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20250324/20250324.html>）。

リースに関する注記

リースの借手、ファイナンス・リースの貸手、オペレーティング・リースの貸手それぞれについて、注記事項が示された（財規8の6、連結財規15の3）。

資産の区分表示

有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産において区分表示する科目に「使用権資産」が追加された（財規23、27、31、連結財規26、28、30）。

適用関係等

公布日から施行され、2027年4月1日以後開始する事業年度等について適用される。

金融

サステナビリティ保証の考え方等、議論—金融審サステナ情報保証専門G

去る3月21日、金融庁は第2回金融審議会サステナビリティ情報保証に関する専門グループ（座長：堀江正之・日本大学商学部特任教授）を開催した。前回（2025年3月1日号（No.1736）情報ダイジェスト参照）の議論を踏まえ、次の論点について検討が行われた。

サステナビリティ保証の考え方の考慮事項が示された。

- ① 従来の財務情報とサステナビリティ情報との違い
 - (i) 保証業務実施者に過度な責任を負わせない措置を検討（作成者側のセーフハーバーの議論等も踏まえて検討）
 - (ii) 保証業務実施者が知識を

金融庁告示

同日、ASBJが2024年9月13日までに公表した「リースに関する会計基準」等の会計基準を、連結財務諸表規則および財務諸表等規則に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準とする告示も公表されている。

- ② 現行実務とサステナビリティ保証業務の違い
 - (i) 業務管理体制として、職業的専門家としての能力・経験等のうち一定のもの（例：財務会計の知識、上場企業等の保証経験など）を有する者を備えること
 - (ii) 現行の実務経験者の知見を活用するなど、企業に依じた保証ができる業務管理体制を定めること

- ③ 財務諸表監査とサステナビリティ保証業務の違い

今後、サステナビリティ保

法人企業景気予測調査 (内閣府・財務省) 令和7年1-3月期調査

法人企業景気予測調査は、わが国の経済活動の主要部分を占める企業活動を把握することにより、経済の現状および今後の見通しに関する基礎資料を得ることを目的として四半期ごとに調査しています。なお、資本金、出資金または基金(以下、「資本金」といいます)1千万円以上の法人(ただし、電気・ガス・水道業および金融業、保険業は資本金1億円以上)を対象としています。以下は、令和7年1-3月期調査結果の概要です。

対象企業数 14,271社
 回答企業数 11,101社
 回収率 77.8%

| | | |
|---|---|---|
| 景況 | ●貴社の景況 | 令和7年1~3月期の「貴社の景況判断」BSIを全産業で見ると、大企業は2.0%ポイントとなり、令和6年4~6月期以降4期連続の「上昇」超となっています。続いて、中堅企業も「上昇」超、中小企業は「下降」超となっています。先行きを全産業で見ると、大企業、中堅企業は「上昇」超で推移する見通しとなり、中小企業は「下降」超で推移する見通しとなっています。 |
| | ●国内の景況 | 令和7年1~3月期の「国内の景況判断」BSIを全産業で見ると、大企業は3.1%ポイントとなり、令和5年4~6月期以降8期連続の「上昇」超、中堅企業、中小企業はいずれも「下降」超となっています。先行きを全産業で見ると、大企業は「上昇」超で推移する見通しです。中堅企業は令和7年7~9月期に「上昇」超に転じる見通しで、中小企業は「下降」超で推移する見通しとなっています。 |
| 雇用 | 令和7年3月末時点の「従業員数判断」BSIを全産業で見ると、大企業は28.3%ポイントとなり、平成23年9月末以降55期連続の「不足気味」超となり、中堅企業、中小企業はいずれも「不足気味」超となっています。先行きを全産業で見ると、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「不足気味」超で推移する見通しとなっています。 | |
| | 令和6年度は、3.2%の増収見込みとなっています。業種別に見ると、製造業、非製造業ともに増収見込みとなっています。 | |
| 売上高 | 令和6年度は、6.5%の増益見込みとなっています。業種別に見ると、製造業、非製造業ともに増益見込みとなっています。 | |
| | 令和6年度は、7.4%の増加見込みとなっています。業種別に見ると、製造業、非製造業ともに増加見込みとなっています。 | |
| 経常利益 | | |
| | | |
| 設備投資 | | |
| | | |
| (注)本調査において大企業とは資本金10億円以上の企業を、中堅企業とは資本金1億円以上10億円未満の企業を、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業をいいます。 | | |

| | | | | | |
|-----------------------------|------|--------------------|------------------|-----------------|-----------------|
| ●貴社の景況判断BSI(「上昇」-「下降」社数構成比) | | (単位：%ポイント) | | | |
| | | 令和6年10~12月 前回調査 | 令和7年1~3月 現状判断 | 令和7年4~6月 見通し | 令和7年7~9月 見通し |
| 大企業 | 全産業 | 5.7 | 2.0 | 1.5 | 5.7 |
| | 製造業 | 6.3 | ▲2.4 | ▲0.5 | 6.3 |
| | 非製造業 | 5.4 | 4.1 | 2.5 | 5.5 |
| 中堅企業 | 全産業 | 3.8 | 0.7 | 3.1 | 6.9 |
| | 製造業 | ▲1.5 | ▲6.9 | 1.0 | 6.4 |
| | 非製造業 | 5.3 | 2.8 | 3.6 | 7.0 |
| 中小企業 | 全産業 | ▲4.7 | ▲12.7 | ▲5.1 | ▲0.3 |
| | 製造業 | ▲12.4 | ▲18.3 | ▲8.0 | ▲2.7 |
| | 非製造業 | ▲3.2 | ▲11.6 | ▲4.5 | 0.1 |
| ●国内の景況判断BSI(「上昇」-「下降」社数構成比) | | (単位：%ポイント) | | | |
| | | 令和6年10~12月 前回調査 | 令和7年1~3月 現状判断 | 令和7年4~6月 見通し | 令和7年7~9月 見通し |
| 大企業 | 全産業 | 4.2 | 3.1 | 2.1 | 3.5 |
| | 製造業 | 2.0 | ▲1.3 | ▲1.4 | 1.2 |
| | 非製造業 | 5.3 | 5.2 | 3.8 | 4.6 |
| 中堅企業 | 全産業 | 1.4 | ▲2.3 | ▲0.8 | 1.5 |
| | 製造業 | ▲3.8 | ▲8.7 | ▲4.0 | 1.1 |
| | 非製造業 | 2.8 | ▲0.6 | 0.1 | 1.6 |
| 中小企業 | 全産業 | ▲11.7 | ▲17.7 | ▲13.5 | ▲9.2 |
| | 製造業 | ▲20.9 | ▲22.8 | ▲14.7 | ▲8.8 |
| | 非製造業 | ▲10.0 | ▲16.8 | ▲13.3 | ▲9.3 |

証基準（仮称）を策定するにあたっては、関係者から幅広い意見を求め、わが国の有報におけるサステナビリティ情報を保証するために必要な要素があれば、反映させること

委員からは、①(i)について「過度な責任を負わせると企業の開示に関する積極性を損なうので賛成」、①(ii)について「信頼性の担保や倫理観の醸成が重要であり慎重に検討すべき」、「全プライム市場上場企業適用までには制度を整えてほしい」、②(i)について「例示の『上場企業等の保証経歴』はあいまいでは」、③について「ISSA5000から乖離しないように」などの意見が聞かれた。

自主規制機関の役割

自主規制機関の期待される役割として「保証業務の質の維持・向上」、「従事者の知識・能力の向上」、「従事者における高い倫理観の醸成・保持」が示された。委員からは「コストベネフィットやリソースについて具体的な検討を」、「諸外国の動向も参考に」との意見が聞かれた。

任意の保証

有報における任意の保証につ

いて、次の課題が示された。

- (1) 制度上の保証業務の要件を満たした保証を任意で受けた場合（義務化対象企業が義務化開始時期よりも早期に保証を受ける場合など）は、制度上の保証業務で求められる質が担保されているため、サステナビリティ保証報告書を有報に添付することが認められるか。
- (2) 制度上の保証業務の要件を満たさない保証を任意で受けた場合は、サステナビリティ保証報告書を有報に添付することは認められるか。

委員からは「(1)は賛成、(2)は添付を認めない」との意見が多く聞かれた。

*

事務局から、2月26日公表の欧州のサステナビリティ報告の開示負担の軽減等を目的としたオムニバス法案が公表されたことについて報告がされ、委員から「海外動向を注視し、制度設計や開始時期について慎重に検討を」、「同法案は非上場企業への緩和が中心であり、日本のロードマップに影響を受けないと考える」などの意見が聞かれた。

**会計・監査・開示
来し方行く末**

**上場企業に対する規制等③—2
東証規則(適時開示(2))**

公認会計士
市川 育義

今回は、前回に続き東証規則による適時開示制度の開示内容について説明する(①〜③は前回説明)。

④ 決算情報

決算情報としては、決算短信や四半期決算短信があるが、四半期決算短信については、2023年11月の金融商品取引法の改正により、上場企業に対する四半期報告書の提出義務(第1・第3四半期)を廃止して、取引所規則に基づく四半期決算短信に一本化されたことは周知のとおりである(改正法は2024年4月1日以後開始する四半期決算から適用)。

この点については、金融商品取引法による四半期開示(第1・第3四半期)がなくなったことに対応して、四半期決算短信の様式の見直し(セグメント情報等やキャッシュ・フローに関する注記等の追加)が行われ、開示内容の充実が図られている。

ただし、金融商品取引法による四半期開示で義務化されていた、監査人によるレビューは、基本的に取引所規則では任意とされているため、当該レビューの有無が四半期決算短信の様式で記載項目とされている。監査人によるレビューは任意といっても、実務上、監査

人は年度監査の一環として期中監査を実施しており、その際、四半期決算短信に触れる機会もあると思われる、一定程度の関わりがあるものと思われる。

⑤ 業績予想、配当予想の修正等

上場会社は、「上場会社の属する企業集団の売上高、営業利益、経常利益又は純利益について、公表された直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表された前連結会計年度の実績値)に比較して、新たに算出した予想値又は決算において差異が生じた場合」であつて、かつ、当該差異が一定の乖離幅以上である場合は、たまたちに適時開示することが義務づけられている。

一定の乖離幅としては、たとえば次の基準値が定められている。

- ・ 連結売上高：10%以上
- ・ 連結営業利益：30%以上
- ・ 連結経常利益：30%以上
- ・ 親会社株主に帰属する当期純利益：30%以上

なお、業績予想の開示は強制されているものではなく、証券会社等の一部の業種においては、予想値を開示しない上場会社もあるあつた。

が、この場合には前連結会計年度の実績値との乖離幅をもって、最新の業績推移に関する適時開示を義務づけている。

と云ふ、当期の成果を示す純利益について、連結損益計算書における当期純利益と親会社株主に帰属する当期純利益とがあるが、両者の違いはしっかり理解されているのであつた。業績修正の対象は当期純利益ではなく、親会社株主に帰属する当期純利益である。株価収益率(PER)は投資者の投資判断上も非常に重要な指標とされており、有価証券報告書のハイライト情報にも時系列で記載されているが、連結損益計算書の計算構造の理解が必ずしも十分でないと感じている。

PERは、株価を1株当たり利益で除して計算するわけであるが、分母の純利益は、連結損益計算書における当期純利益ではない。分子の株価に対応する純利益は親会社株主に帰属する当期純利益であるため(連結子会社に外部株主がいる場合)100%子会社でない場合)には当該株主に帰属する純利益が全体としての当期純利益に含まれているため、この点、今一度確認してはいかがであつたか。

期中会計基準等、文案検討進む

—ASBJ

去る3月18日、企業会計基準委員会は、第543回企業会計基準委員会を開催した。

企業会計基準諮問会議からの報告

主な審議事項は以下のとおり。

四半期報告制度の見直し

四半期会計基準等と中間会計基準等を統合した「期中会計基準等」の開発について審議が行われた。これまでの審議を踏まえ、関連する他基準等も含む改正文案が出そろい、検討された。委員から特段の異論は聞かれなかった。

第53回企業会計基準諮問会議（2025年3月20日号（No.1738）情報ダイジェスト参照）の報告が同会議議長から行われ、法人税等会計基準等に関して適用対象となる税金についての原則的な定めを置く等の見直しをするテーマ提言がされた。委員から特段の意見は聞かれなかった。

IFRS9号設例を取り込む文案、検討

—ASBJ、金融商品専門委

去る3月13日、企業会計基準委員会は、第235回金融商品専門委員会を開催した。本専門委員会および第543回親委員会で、金融資産の減損についての審議が行われた。

主な審議事項は以下のとおり。

IFRS9号の設例の文案

IFRS9号「金融商品」設例1から設例5について、新適用指針に取り込むにあたっての

文案が示された。

設例1「信用リスクが著しく増大しているケース」では、資金調達構造に関する前提は、過度に複雑であるため単純化している点、設例5「集会的評価」では、わが国の実務上、住宅ロー

ンについて個別的に評価することとはまれであるため、個別評価の設例は取り入れない点など、IFRS9号からの変更を提案

している。

専門委員から全体的に異論は聞かれなかった。

また、第543回親委員会で審議が行われ、特段の意見は聞かれなかった。

満期保有目的の債券およびその他有価証券に分類される債券の取扱い

第543回親委員会において、本プロジェクトにおける満期保有目的の債券およびその他有価証券に分類される債券（以下、「満期保有目的の債券等」という）の取扱いに関する再提案について審議が行われた。

第534回親委員会（2024

年11月1日号（No.1725）情

報ダイジェスト参照）にて満期保有目的の債券等の減損議論と

金融商品の分類および測定の見直しの進め方について分析・検討が行われた。そこで聞かれた

意見を踏まえ、事務局より、満

期保有目的の債券、およびその他有価証券のうち貸付金代替性

債券を本プロジェクトの対象と

し、また、分類および測定の見

直しの着手に関する方向性につ

いては、減損に関する公開草案

の公表後、議論を行うとの再提

案がされた。

委員からは、賛成意見が多く

聞かれた。

ISSB公表資料をSSBJ基準適用上の補足文書として公表へ

—SSBJ

去る3月19日、SSBJは第50回サステナビリティ基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

補足文書の検討

2024年3月に公表されたSSBJ基準公開草案に対し

て、ISSB基準の例示的ガイダンスやISSBが発行する教育的資料等の参照に関する要求

事項・適用指針は存在しないが、

SSBJ基準の適用に際して必

要な情報だと考えられることか

ら、これらを「補足文書」など

の形で公表し、位置づけを明確

化することを求めるコメントが

寄せられていた。これに対し、

昨年11月28日に行われた第44回

サステナビリティ基準委員会では、賛意が聞かれていた。

は、賛意が聞かれていた。

事務局は、第44回会議で提案されていた6つの文書に、本年1月23日にISSBが公表した資料を加えた次の7つの教育的資料等の翻訳を、補足文書として位置づけて公表することを提案した。

- (1) IFRS1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」に関する付属ガイダンス
- (2) IFRS2号「気候関連開示」に関する付属ガイダンス
- (3) 教育的資料「気候関連のリスク及び機会の自然及び社会的側面」
- (4) 教育的資料「IFRS1号における要求事項を満たすための「SASBスタンダード」の使用」
- (5) 教育的資料「現在の及び予想される財務的影響」
- (6) 教育的資料「サステナビリティ関連のリスク及び機会、並びに重要性がある情報の開示」
- (7) 教育的資料「IFRSサステナビリティ開示基準におけるプロポーショナルリティのメカニズム」

委員からは賛意が聞かれ、補足文書として公表することが了承された。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

| 日付 | 法規等 | 出所 | 備考 |
|------------|---|-------|--|
| 2025年3月14日 | 令和6年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等 | 金融庁 | 令和6年金融商品取引法等改正に伴い、公開買付制度と大量保有報告制度の見直しに関して関係政令・内閣府令等の規定の整備を行うもの。コメント期限は4月13日。 https://www.fsa.go.jp/news/r6/shouken/20250314/20250314.html |
| 2025年3月19日 | 期中レビュー基準報告書1号「独立監査人が実施する中間財務諸表に対するレビュー」、同2号「独立監査人が実施する期中財務諸表に対するレビュー」等の改正 | JICPA | 特定の事業体(PIE)の財務諸表監査に特有の独立性に関する規定が期中レビューにも適用される点を明確にするため、期中レビュー報告書における開示等について所要の改正をしたもの。期中レビュー基準報告書2号実務ガイダンス1号「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める四半期財務諸表等に対する期中レビューに関するQ&A(実務ガイダンス)」も改正されている。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20250319gaj.html |
| 2025年3月24日 | 「記述情報の開示の好事例集2024」の最終版 | 金融庁 | 有報の「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載に参考となる開示例を取りまとめたものの最終版。経営上の重要な契約等やMD&A等を追加している。 https://www.fsa.go.jp/news/r6/singi/20250324-2.html |

日米金融政策の現状とスタンスの違い

金融

日本銀行は3月19日、金融政策決定会合において、無担保コール翌日物金利の誘導目標を現状の0.5%程度で維持するよう促す方針を維持した。生鮮食品を除く消費者物価指数は前年比で3%台前半となっており、賃金上昇や政府のエネルギー負担緩和策縮小が影響している。春季労使交渉における賃上げ率は5.46%で、植田総裁も会見で述べたように、昨年同様の高水準で全体に拡大傾向にあることを認めている。今後の政策運営については、物価と経済情勢を見極めながら、実質金利が依然として低水準であることを踏まえ、必要に応じて政策金利を引き上げる意向を示した。

一方、米連邦準備制度理事会(FRB)は、3月18〜19日、政策金利の誘導目標レンジを4.25%〜4.5%に据え置くことを決定した。加えて、4月から米国債の月間償還上限を従来の250億ドルから50億ドルに引き下げ、量的引締め(QT)のペースを減速させる措置も発表した。

日銀は今回、政策金利を据え置いたが、物価が3%台を維持し、春闘賃上げが5%超と定着の兆しをみせるなか、0.25%幅の利上げを検討する余地はあったと考えられる。ただし、今後利上げの可能性に言及する姿勢は、市場との対話を重視する観点からは妥当である。一方、FRBのQTを減速する発表は、現行の高水準の株価や景気動向を踏まえ、過度な金融引締めを避けるための柔軟措置と解釈できる。

日米の金融政策スタンスの違いは、当面、円高・ドル安を促すことになる。ただ、円高によって投資コストが減少すれば、日本企業の対外投資加速を招くうえに、米国の資産縮小ペースが鈍化するれば、中期的に再び円安・ドル高圧力となる可能性がある。日本のインフレは一時的なものではなく、賃上げが持続的に価格上昇へと反映される構造の定着が視野に入りつつあり、金融政策には今後も機動的かつ先見的な対応が求められる状況が続くようだ。

トランプ政策はどくどく行く

証券

トランプ大統領の政治・経済にわたる強硬な政策展開が世界を揺さぶっている。国際政治の焦点であるロシアのウクライナ侵攻、イスラエルのパレスチナ・ガザ攻撃に対して、同氏は就任早々に停戦案を提示してみせた。ガザの戦闘は1月に6週間の停戦合意に至ったものの、予定期間終了とともにイスラエルは攻撃を再開した。ロシア対ウクライナ戦争では、ロシアの強気姿勢が目立つて停戦合意にはほど遠い状況にあり、トランプ流交渉戦術は行き詰まっている。

また、内政面では予算縮小、小さな政府の実現を目指して政府効率化省を設立し、公務員の大幅な削減を目指した。実業家イーロン・マスク氏がトップを務める異例の政府機関はすぐにフル回転したが、多様な政府業務を担当する専門家が大量解雇されてしまった。

不法移民を帰国させる政策も即実働開始、多くの人たちが犯罪者とされて出身地の中南米各国へ強制的に帰された。このような強引なトランプ政策に反発

を強める人々や国々は、反トランプのデモや集会などを活発化させてきている。経済政策の中心である関税政策は、一段と広がりを見せてきた。4月2日には自動車、医薬品、半導体の製品別関税に加えて、「相互関税」を発動させるといわれている。これは現在、米国製品に関税をかけている国に対して、米国向けと同製品に同等の対抗関税を課すというもので、その影響が憂慮される。すでに米国では2月に発動された関税引上げの影響で値上がりする商品が増え始め、消費停滞、景気鈍化を懸念する声も高まりつつある。これでは米株価が元気になるはずがない。米市場に連なる日本・アジア、欧州などの株価も同様である。ただ、トランプ氏は株価動向を気にしているといわれる。そのため、政策発動に際しては予告してきた政策の内容、レベルを引き下げる、といったこともあり得よう。情けないが、当面株価停滞の突破口はそのあたりに期待するほかはないだろう。